

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年8月13日 |
| 【四半期会計期間】 | 第64期第2四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社ノーリツ |
| 【英訳名】 | NORITZ CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼代表執行役員 國井 総一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 神戸市中央区江戸町93番地 |
| 【電話番号】 | (078)391-3361(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼常務執行役員 管理本部長 金田 友三郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神戸市中央区江戸町93番地 |
| 【電話番号】 | (078)391-3361(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼常務執行役員 管理本部長 金田 友三郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ノーリツ東京支店 (東京都新宿区西新宿二丁目6番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第63期 第2四半期 連結累計期間 | 第64期 第2四半期 連結累計期間 | 第63期 |
|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 会計期間 | 自平成24年1月1日 至平成24年6月30日 | 自平成25年1月1日 至平成25年6月30日 | 自平成24年1月1日 至平成24年12月31日 |
| 売上高(百万円) | 89,316 | 90,423 | 187,061 |
| 経常利益(百万円) | 4,124 | 4,464 | 9,813 |
| 四半期(当期)純利益(百万円) | 2,674 | 3,165 | 5,979 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 3,272 | 8,157 | 8,517 |
| 純資産額(百万円) | 88,148 | 100,108 | 92,724 |
| 総資産額(百万円) | 149,081 | 162,563 | 159,910 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益(円) | 55.93 | 66.21 | 125.04 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益(円) | - | - | - |
| 自己資本比率(%) | 59.1 | 61.6 | 58.0 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 8,550 | 6,209 | 11,167 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 4,726 | 3,073 | 7,340 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 841 | 893 | 1,731 |
| 現金及び現金同等物の四半期末(期末)残 高(百万円) | 27,373 | 29,516 | 26,765 |

| 回次 | 第63期 第2四半期 連結会計期間 | 第64期 第2四半期 連結会計期間 |
|----------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成24年4月1日 至平成24年6月30日 | 自平成25年4月1日 至平成25年6月30日 |
| 1株当たり四半期純利益(円) | 9.73 | 29.57 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における事業の内容にも異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の概況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、日銀による金融緩和政策や政府による経済政策への期待感から円安と株高が進行し、企業収益や個人消費の一部に緩やかな回復傾向が見られました。しかしながら、中国をはじめとする世界経済の減速懸念や円安による輸入品の価格上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内住宅設備業界におきましては、建設労働者の不足や建設資材の価格上昇などの影響が懸念されるものの、住宅ローン減税やフラット35Sの金利優遇政策のほか、2014年4月に予定される消費税率引き上げをにらんだ需要増なども下支えとなり、新築住宅着工見込戸数は昨年を上回る環境下にあります。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「Vプラン16」に基づき、国内・海外の両事業にて業績拡大を図るため、成長事業の育成やコスト競争力の強化などを重点課題として、高効率給湯器・太陽光発電システム・コージェネレーションシステムなどの拡販に取り組んでまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は売上高904億23百万円（前年同期比1.2%増）となりました。利益面につきましては、営業利益が38億16百万円（同3.2%増）、経常利益が44億64百万円（同8.2%増）、四半期純利益が31億65百万円（同18.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

国内事業

当第2四半期連結累計期間の国内事業セグメントは、売上高が824億71百万円（前年同期比2.0%減）、セグメント利益が28億47百万円（同19.8%減）となりました。

温水空調分野では、新設向け需要が増加する一方、取り替え需要が減少し、国内の給湯器の総需要は減少しました。当社グループは、取り替え需要拡大に向け、ショールームを活用したキャンペーンなどを積極的に展開しましたが、給湯器全体の販売台数は前年を下回りました。しかし、環境・省エネ意識の高まりにより、高効率ガス給湯器「エコジョーズ」、高効率石油給湯機「エコフィール」などの、環境性、経済性に優れた給湯器の販売台数は前年を上回りました。

厨房分野では、節電意識の高まりを受け、引き続きガスビルトインコンロの需要が好調でした。美しく上質な素材とワンランク上の機能を備えた新商品「スタイリッシュブリック レボア プレミアム」が好評で、ガスビルトインコンロの販売台数は前年を上回りました。

新エネルギー分野では、取扱店の拡大や他分野商品とのセット提案などの営業政策に加え、好調な住宅着工、自然エネルギーへの関心の高まり、再生可能エネルギー固定価格買取制度の継続などの影響もあり、特に太陽光発電システムの販売が大きく伸びました。

住設システム分野では、洗面化粧台の販売が好調だった反面、システムバスとシステムキッチンの販売台数は前年同期を下回る結果となりました。

海外事業

当第2四半期連結累計期間の海外事業セグメントは、売上高が127億63百万円（同45.7%増）、セグメント利益が9億69百万円（同567.9%増）となりました。中国では、引き続き政府の不動産価格抑制策の影響を受けているものの、上海市以外への販売エリア拡大や新規チャネル開拓などの効果もあり、売上高が大幅に増加いたしました。米国では、住宅着工・住宅販売の回復など経済環境の好転を背景に、環境配慮商品が販売を伸ばし、売上高が増加いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は295億16百万円と前連結会計年度末に比べ27億50百万円の増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得た資金は62億9百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益41億31百万円、減価償却費24億95百万円および売上債権の減少額80億29百万円等による資金の増加、仕入債務の減少額51億20百万円およ

び法人税等の支払額21億17百万円等による資金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって支出した資金は30億73百万円となりました。これは主に定期預金の払戻による収入10億円等による資金の増加、有形固定資産の取得による支出36億24百万円等による資金の減少によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって支出した資金は8億93百万円となりました。これは主に配当金の支払額7億64百万円等による資金の減少によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は創業以来、神戸市に本社を置き、また昭和37年には隣接する明石市に工場を完成させ、両市を中心とし地域に密着した企業としてその恩恵を受けるとともに地域の発展にも貢献してまいりました。この間、当社はグループとして米国・中国等の海外への進出も含め事業領域を広げつつ、事業規模を拡大してまいりましたが、当社グループが製造・販売する生活設備機器は、今やライフラインの一端を担い、国民の皆様の生活基盤として重要な役割を果たすまでになっており、当社グループの社会的使命は大きく、公共性が高いものと自負しております。

今後とも、グループビジョンとして掲げる「新しい幸せを、わかすこと。～人と地球の笑顔に向けて、暮らしの感動を追求するノーリツグループ～」を具現化すべく、環境、安全、快適、健康、美容を柱にお客さま満足の上を目指していく企業グループを目指すとともに、「お湯をわかす会社」から「未来をわかす会社」へと進化することで、さらなる事業の拡大と安定した成長の実現に向けて邁進してまいります。

さて、資本市場のグローバル化が進展する中、日本における企業買収も、今後ますます増加するものと思われまます。そのような中、他の製造業と同様、新たな基礎的技術を研究・開発し、これを商品化するまでには長い年月を要する当社においては、中長期的なビジョンに基づいた経営が当社株主の皆様全体の利益、同時に当社商品・サービスの利用者である国民の皆様利益にも繋がると考えております。

しかし、当社株式の大規模買付者が出現した場合、当社株主の皆様が、当社の企業価値及び具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付行為に応じるか否かの決定・判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そこで、上述した事情を踏まえた上で、今後想定される「当社株式の大規模買付行為」について、大規模買付者に対してその目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と十分な熟慮期間の確保を要請することにより、当社株主の皆様が適切な判断をさせていただくための措置として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下、「本対応方針」といいます。)を策定し維持することが必要であると考えます。

当社は、大規模買付行為の是非は当社株主の皆様判断に従うという考え方を基本に、当社の企業理念に立脚した、開かれた経営を進めてまいります。以上のような取組みにより、当社は、今後もさらなる株主重視の経営を推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆様強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会による検討・代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、予め何らかの対応方法を講ずる必要があると考えます。もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様委ねられるべきものと考えております。

このように、最終的な判断が当社株主の皆様委ねられるべき場合において、大規模買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様十分な情報提供がなされ、かつ十分な熟慮期間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行った上で、当社株主の皆様のための熟慮期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないよう求めることを基本としております。

なお、当社株主の皆様がこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。これは、当社グループ事業の沿革及び現状に鑑みれば、大規模買付者のみならず当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が、当社の当面の事業運営ひいては長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価を

はじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で役立つものと考えられるからです。

このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様により適切な判断をしていただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができるものいたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

なお、対抗措置を発動する手続きを開始した後に対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、対抗措置の発動を中止することがあります。この場合、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮の効果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

本対応方針の有効期間は、平成28年に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で変更されるものとします。

また、当社取締役の任期は1年とされているところ、本対応方針については、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討・討議を行います。

従って、本対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止又は変更させることが可能です。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2. 事前開示・株主意思の原則、3. 必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっているため、当社取締役会は本対応方針が高度な合理性を有していると判断しております。

イ) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

ロ) 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成25年3月28日開催の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様意思を確認させていただいております。

また、株主意思の確認手続きを実施する場合には、対抗措置の発動に対する当社株主の皆様のご直接の意思に依拠することになります。

ハ) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、若しくは学識経験者、社外の経営者、又は投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任しております。

二) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ) 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針は、判断の公正さを担保された特別委員会の勧告を最大限尊重するように設定されており、また、株主意思の確認手続きを実施する場合には、株主総会を開催し対抗措置の発動に対して株主の皆様の意思を直接反映することにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

へ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止又は変更することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は25億82百万円であります。
なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設について、当第2四半期連結累計期間に完成したものは次のとおりであります。

| 会社名 事業所名 | 所在地 | セグメントの名称 | 設備の内容 | 完成年月 |
|--------------|--------|----------|-----------|---------|
| 当社 西新町事業所 | 兵庫県明石市 | 国内事業 | コンタクトセンター | 平成25年5月 |

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 156,369,000 |
| 計 | 156,369,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成25年8月13日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 50,797,651 | 50,797,651 | 東京証券取引所 市場第一部 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 50,797,651 | 50,797,651 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (千株) | 発行済株式総 数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増 減額 (百万円) | 資本準備金残 高(百万円) |
|------------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|------------------|
| 平成25年4月1日 ~ 平成25年6月30日 | - | 50,797 | - | 20,167 | - | 22,956 |

(6)【大株主の状況】

平成25年6月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|---|---|---------------|--------------------------------|
| (株)ノーリツ | 神戸市中央区江戸町93番地 | 2,977 | 5.86 |
| 第一生命保険(株) | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 2,967 | 5.84 |
| (株)三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 2,199 | 4.33 |
| ノーリツ取引先持株会 | 神戸市中央区江戸町93番地 | 2,062 | 4.06 |
| ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オ ムニバス アカウント (常任代理人 (株)みずほコーポレ ート銀行決済営業部) | WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号) | 2,043 | 4.02 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀 行(株)(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 1,944 | 3.82 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 1,646 | 3.24 |
| ノーリツ従業員持株会 | 神戸市中央区江戸町93番地 | 1,479 | 2.91 |
| 太田 敏郎 | 神戸市東灘区 | 1,350 | 2.65 |
| 日本電気硝子(株) | 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号 | 1,119 | 2.20 |
| 計 | - | 19,790 | 38.96 |

- (注) 1. ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウントの常任代理人である(株)みずほコーポレート銀行は、平成25年7月1日に合併により(株)みずほ銀行となっております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)の所有株式数は、信託業務に係るものであります。
3. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループより、平成25年2月4日付けで株式会社三菱東京UFJ銀行他3社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)の写しの提出があり、平成25年1月28日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|--------------------------|-------------------|---------------|--------------------------------|
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 697 | 1.37 |
| 三菱UFJ信託銀行 (株) | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 1,771 | 3.49 |
| 三菱UFJ投信(株) | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 95 | 0.19 |
| 三菱UFJモルガン ・スタンレー証券(株) | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 63 | 0.13 |
| 計 | - | 2,628 | 5.17 |

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 2,977,900 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 47,750,900 | 477,509 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 68,851 | - | - |
| 発行済株式総数 | 50,797,651 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 477,509 | - |

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|---------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| (株)ノーリツ | 神戸市中央区江戸町93番地 | 2,977,900 | - | 2,977,900 | 5.86 |
| 計 | - | 2,977,900 | - | 2,977,900 | 5.86 |

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成24年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|-------------|--------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 23,944 | 22,695 |
| 受取手形及び売掛金 | ² 52,304 | ² 46,154 |
| 有価証券 | 6,795 | 9,410 |
| たな卸資産 | ¹ 11,980 | ¹ 13,516 |
| その他 | 6,174 | 5,842 |
| 貸倒引当金 | 117 | 143 |
| 流動資産合計 | 101,081 | 97,476 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 29,999 | 31,693 |
| 無形固定資産 | 2,281 | 2,989 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 20,619 | 26,023 |
| その他 | 6,298 | 4,749 |
| 貸倒引当金 | 369 | 368 |
| 投資その他の資産合計 | 26,548 | 30,403 |
| 固定資産合計 | 58,829 | 65,086 |
| 資産合計 | 159,910 | 162,563 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | ² 33,531 | ² 30,109 |
| 短期借入金 | 2,016 | 1,947 |
| 未払法人税等 | 2,158 | 1,005 |
| 賞与引当金 | 1,824 | 1,361 |
| 役員賞与引当金 | 35 | - |
| 製品保証引当金 | 662 | 664 |
| 製品事故処理費用引当金 | 49 | 25 |
| その他 | 12,949 | 13,325 |
| 流動負債合計 | 53,228 | 48,439 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 9,199 | 9,262 |
| 役員退職慰労引当金 | 51 | 43 |
| 製品保証引当金 | 307 | 264 |
| その他 | 4,399 | 4,445 |
| 固定負債合計 | 13,957 | 14,015 |
| 負債合計 | 67,185 | 62,455 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成24年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 20,167 | 20,167 |
| 資本剰余金 | 22,956 | 22,956 |
| 利益剰余金 | 53,633 | 56,034 |
| 自己株式 | 5,081 | 5,083 |
| 株主資本合計 | 91,677 | 94,076 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,259 | 5,063 |
| 繰延ヘッジ損益 | - | 5 |
| 為替換算調整勘定 | 217 | 973 |
| その他の包括利益累計額合計 | 1,041 | 6,031 |
| 少数株主持分 | 5 | - |
| 純資産合計 | 92,724 | 100,108 |
| 負債純資産合計 | 159,910 | 162,563 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日) |
|-------------------|---|---|
| 売上高 | 89,316 | 90,423 |
| 売上原価 | 63,444 | 63,796 |
| 売上総利益 | 25,872 | 26,627 |
| 販売費及び一般管理費 | 1 22,175 | 1 22,810 |
| 営業利益 | 3,696 | 3,816 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 122 | 128 |
| 受取配当金 | 197 | 223 |
| 受取賃貸料 | 98 | 76 |
| 為替差益 | 24 | 219 |
| その他 | 210 | 197 |
| 営業外収益合計 | 653 | 845 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 21 | 13 |
| 固定資産賃貸費用 | 57 | 52 |
| その他 | 146 | 132 |
| 営業外費用合計 | 226 | 198 |
| 経常利益 | 4,124 | 4,464 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 21 | - |
| 特別利益合計 | 21 | - |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 79 | 73 |
| 退職給付費用 | - | 2 259 |
| その他 | 1 | - |
| 特別損失合計 | 81 | 332 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 4,064 | 4,131 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,272 | 1,002 |
| 法人税等調整額 | 117 | 37 |
| 法人税等合計 | 1,390 | 965 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 2,674 | 3,166 |
| 少数株主利益又は少数株主損失() | 0 | 0 |
| 四半期純利益 | 2,674 | 3,165 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日) |
|-----------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 2,674 | 3,166 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 478 | 3,804 |
| 繰延ヘッジ損益 | 29 | 5 |
| 為替換算調整勘定 | 89 | 1,192 |
| その他の包括利益合計 | 597 | 4,990 |
| 四半期包括利益 | 3,272 | 8,157 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 3,272 | 8,156 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 0 | 0 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 4,064 | 4,131 |
| 減価償却費 | 2,653 | 2,495 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 6,214 | 8,029 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 135 | 1,075 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 3,708 | 5,120 |
| 法人税等の支払額 | 1,791 | 2,117 |
| その他 | 981 | 133 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 8,550 | 6,209 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 2,000 | - |
| 定期預金の払戻による収入 | 1,215 | 1,000 |
| 有価証券の取得による支出 | 2 | 402 |
| 有価証券の売却及び償還による収入 | 34 | 813 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 3,211 | 3,624 |
| その他 | 762 | 859 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 4,726 | 3,073 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 47 | 95 |
| 配当金の支払額 | 765 | 764 |
| その他 | 28 | 32 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 841 | 893 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 20 | 507 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 3,002 | 2,750 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 24,371 | 26,765 |
| 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額 | 0 | - |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 27,373 | 29,516 |

【会計方針の変更等】

| 当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日) |
|--|
| (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。また、セグメント利益に与える影響も軽微であります。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成24年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|----------|--------------------------|------------------------------|
| 商品及び製品 | 7,059百万円 | 8,649百万円 |
| 仕掛品 | 509 | 478 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,410 | 4,387 |

- 2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融期間の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

| | 前連結会計年度 (平成24年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|------|--------------------------|------------------------------|
| 受取手形 | 976百万円 | 1,268百万円 |
| 支払手形 | 407 | 285 |

- 3 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

| | 前連結会計年度 (平成24年12月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|-----------------|--------------------------|------------------------------|
| (株)九州ノーリツ銀行借入債務 | 96百万円 | 84百万円 |

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日) |
|------------|---|---|
| 従業員給与手当 | 6,818百万円 | 6,954百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 671 | 697 |
| 退職給付費用 | 857 | 622 |
| 製品保証引当金繰入額 | 267 | 387 |

- 2 一部制度移行に際して、認識された未積立の退職給付債務です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 23,553百万円 | 22,695百万円 |
| 有価証券勘定 | 6,871 | 9,410 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 2,178 | 1,178 |
| 株式及び償還期間が3ヶ月を超える 債券等 | 871 | 1,410 |
| 現金及び現金同等物 | 27,373 | 29,516 |

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|-------------|------------|-------|
| 平成24年3月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 765 | 16 | 平成23年12月31日 | 平成24年3月30日 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|-------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成24年8月3日 取締役会 | 普通株式 | 669 | 14 | 平成24年6月30日 | 平成24年9月21日 | 利益剰余金 |

当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|-------------|------------|-------|
| 平成25年3月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 765 | 16 | 平成24年12月31日 | 平成25年3月29日 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|-------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成25年8月5日 取締役会 | 普通株式 | 717 | 15 | 平成25年6月30日 | 平成25年9月20日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 | 四半期連結 損益計算書 計上額 |
|-------------------|---------|-------|--------|---------|-----------------------|
| | 国内事業 | 海外事業 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 82,258 | 7,058 | 89,316 | - | 89,316 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 1,882 | 1,701 | 3,584 | (3,584) | - |
| 計 | 84,140 | 8,759 | 92,900 | (3,584) | 89,316 |
| セグメント利益 | 3,551 | 145 | 3,696 | - | 3,696 |

(注)セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 | 四半期連結 損益計算書 計上額 |
|-------------------|---------|--------|--------|---------|-----------------------|
| | 国内事業 | 海外事業 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 80,101 | 10,322 | 90,423 | - | 90,423 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 2,370 | 2,441 | 4,811 | (4,811) | - |
| 計 | 82,471 | 12,763 | 95,235 | (4,811) | 90,423 |
| セグメント利益 | 2,847 | 969 | 3,816 | - | 3,816 |

(注)セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日) |
|--------------------|---|---|
| 1株当たり四半期純利益 | 55円93銭 | 66円21銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益(百万円) | 2,674 | 3,165 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 2,674 | 3,165 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 47,821 | 47,820 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

重要な株式取得

当社は、平成25年1月21日開催の取締役会の決議により、櫻花衛厨(中国)股?有限公司(本社：中華人民共和国江蘇省)の実質的な持株会社である、Sakura(Cayman)Co.,Ltd.(本社：ケイマン)の株式について、その55%を保有する株主であるBrightcord Investment Ltd.(本社：サモア)と、当該保有分全てを取得するための株式譲渡契約を締結しておりましたが、平成25年7月22日に当該株式を取得いたしました。

(1) 株式取得の理由

当社は中期経営計画(「Vプラン16」計画期間：2011年～2016年)において、2016年までに海外事業の売上高を400億円(2010年度比2.5倍)にまで拡大し、海外事業比率で16.0%(2010年度比1.7倍)とすることを目標としています。中国は、当社のグローバル戦略上の重要性、市場規模及び今後の市場成長性、当社製品の販売拡大可能性の観点から、重点エリアと位置付けており、同地域において事業基盤を確保・拡大することが当社の長期的な成長に資するとの判断から、当該株式を取得いたしました。

(2) 株式取得の相手先の名称

Brightcord Investment Ltd.

(3) 株式取得の対象会社等の概要

対象会社の概要

名称：Sakura (Cayman) Co.,Ltd.

所在地：George Town, Grand Cayman KY 1-1112, Cayman Islands

事業内容：給湯器等の製造・販売を行う櫻花衛厨(中国)股?有限公司株式(90%)の間接的な保有

資本金：13,000千米ドル

対象会社が直接的に保有する子会社の概要

名称：Sakura China Holdings (Hong Kong) Company Limited

所在地：North Point, HongKong

事業内容：給湯器等の製造・販売を行う櫻花衛厨(中国)股?有限公司株式(90%)の保有

資本金：13,000千米ドル

対象会社が間接的に保有する主な子会社の概要

名称：櫻花衛厨(中国)股?有限公司

所在地：中華人民共和国江蘇省昆山市

事業内容：給湯器、ガスコンロ、レンジフード及びその他の厨房機器、サンタリー設備、キッチン・サンタリーの電気製品及びその部品、ならびにキッチン家具、厨房設備、サンタリー家具等の家庭用家具・設備の生産。自社生産商品の販売及び自社製品に対する修理、据付等のアフターサービスの実施。企業が生産する商品と同種の製品の卸売及び輸出入業務への従事

資本金：320,000千元

(4) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数：0株(所有割合：0%)

取得株式数：7,150,000株(発行済株式総数に対する割合：55%)

取得価額：Sakura (Cayman) Co.,Ltd.の普通株式 89,013千米ドル

アドバイザー費用等(概算額) 234百万円

異動後の所有株式数：7,150,000株（所有割合：55%）

（注）本件株式取得の他に、櫻花衛厨(中国)股?有限公司の少数株主より、同社株式の6.11%を取得金額10,986千米ドルで譲り受けました。

(5) 支払資金の調達方法
内部留保資金及び借入金

(6) 株式取得の時期
平成25年7月22日

2【その他】

平成25年8月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額.....717百万円
- (ロ) 1株当たりの金額.....15円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年9月20日

（注）平成25年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 康仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂木 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノーリツの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。